

平成21年度 生活福祉資金

貸付のごあんない

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付けを行うものです。



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

1 この資金の概要

1

低所得の世帯、身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯、療養中または要介護の高齢者の属する世帯に対し、世帯の自立を図ることを目的に資金を貸付ける制度です。ただし、他に資金を用意する方法がある場合は、原則として貸付対象となりません。

2

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金種類の貸付を行います。各資金には、それぞれに貸付の条件・基準が定められています。

3

借入申込みには、原則として連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合であっても、申込むことができます。また、社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっている方は、借入申込みができません。

4

貸付金の利率は、福祉資金は連帯保証人を立てた場合、無利子とします。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間終了後、元金に対して年1.5%とします。教育支援資金は、無利子です。

5

すでに払い終わっている経費や購入等の契約が済んでいる経費は、貸付対象になりません。

6

資金を借り受けるには民生委員による面接が必要です。また、貸付から返済完了までの過程で、民生委員による相談援助活動が行われます。

※ 民生委員は、民生委員法により、住民が抱えるさまざまな問題の相談に応じ、必要な指導・助言を行なう一方、関係する行政機関に協力する活動を行っています。

7

審査により貸付の目的を達成する見込みがないと判断した場合には、資金の貸付を行いません。借入申込書および添付書類の記載事項や内容について、関係機関に事実確認（照会など）を行うこともあります。また審査の結果、貸付が不承認になった場合、その理由は開示していません。

8

返済は据置期間後、返済計画に基づき毎月ご返済いただきます。資金の種類ごとに最長返済期間が決められています。申込時に決めた返済期間を超えると延滞利子（年利10.75%）がかかります（「5 貸付金の返済について」を参照してください）。

9

虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。

個人情報の取扱いについて

社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとり、事業担当者が利用目的の範囲に限って利用します。事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ当制度をご利用ください。

2 相談・貸付から返済までのながれ

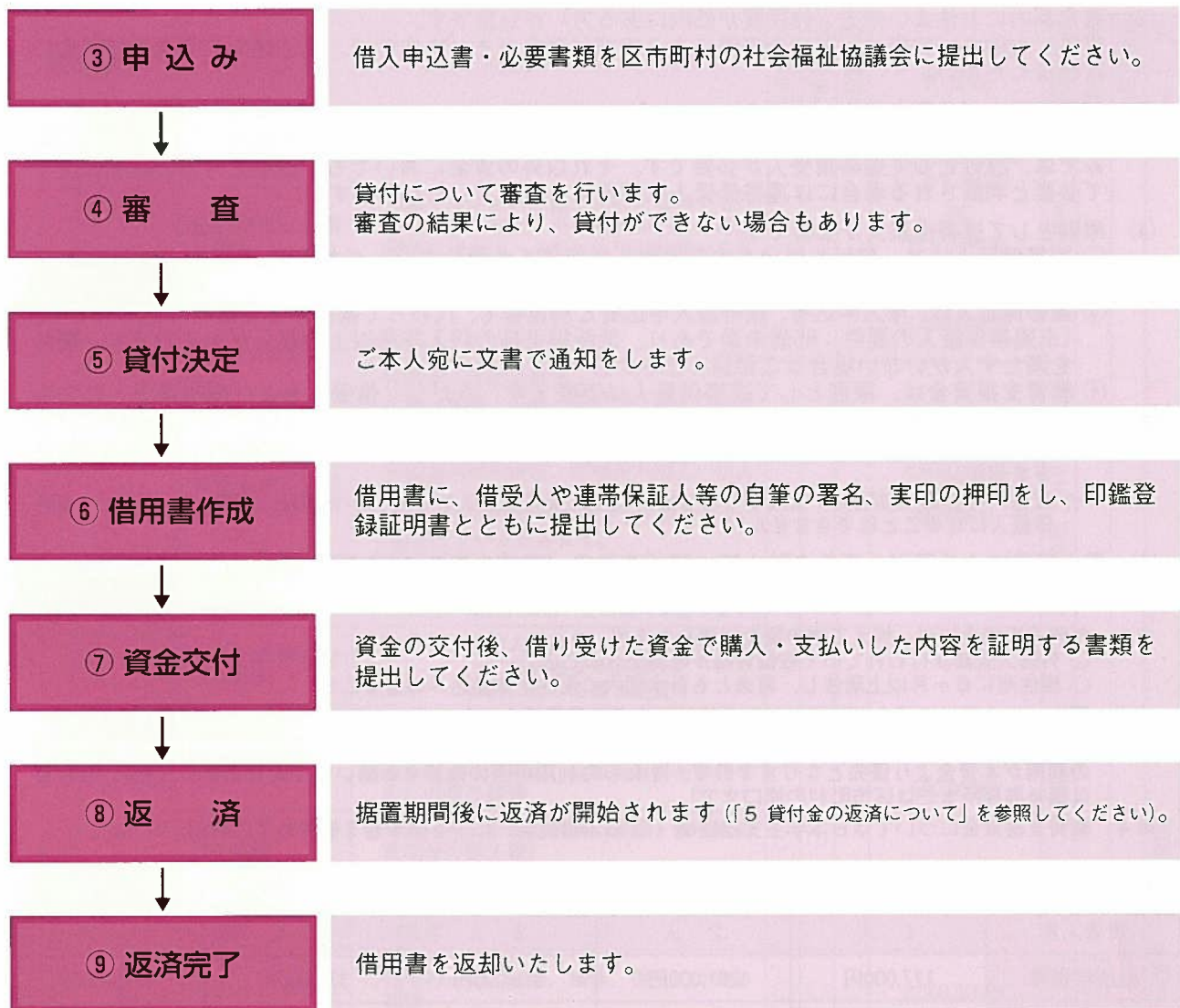
① 相談

お住まいの区市町村の社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。



② 申込書類の準備

借入申込書に記入し、資金種類に応じて必要な書類（「4 申込みに必要な書類」を参照してください）を整えてください。必要書類はご相談内容により追加をお願いすることがあります。



※ ③ 申込み から ⑦ 資金交付 まで1ヶ月程度かかります。また、審査の関係上、生業関係・住宅改修関係の借入れについては、2～3ヶ月程度かかることがあります。

3 この資金をご利用いただける方

(1) 次の①～③のいずれかに該当する世帯で、他からの借入れが困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行います。

<p>① 低所得世帯</p> <p>世帯の収入が〔表1〕の収入基準を超えない世帯</p>	<p>② 障害者世帯</p> <p>「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けた方の属する世帯</p> <p>※ 介護等費(p.4)借入の場合は上記と同程度と認められる方を含みます。</p>	<p>③ 高齢者世帯</p> <p>日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属し、その収入が〔表1〕の収入基準を超えない世帯</p>
---	--	---

※ 資金により貸付対象世帯が定められています。
 ※ 「障害者世帯」「高齢者世帯」の貸付条件や収入基準は、借り受ける資金がその世帯の障害者・療養中や要介護の高齢者のために利用される場合のみ適用されます。

- (2) 東京都内にお住まいの方（住民票が都内にある方）が対象です。
都外にお住まいの方は、どの道府県にもこの貸付制度がありますので、居住地の社会福祉協議会にご相談ください。
- (3) 連帯借受人が必要な場合があります
教育支援資金および福祉資金福祉費（技能習得に必要な経費・就職の支度に必要な経費）のお申込みでは、原則として連帯借受人が必要です。それ以外の資金においても、借受人の方の状況によって必要と判断される場合には連帯借受人に債務に加わっていただきます。
- (4) 原則として連帯保証人が必要です
① 連帯保証人には、貸付を受けた方と連帯して債務を負担していただきます。
② 連帯保証人は返済終了まで変更はできません。
③ 連帯保証人は、借入申込者、連帯借入申込者と別世帯で、代わって返済する見込みのある方です。
（※連帯保証人の要件：65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある方です。要件を満たす人がいない場合はご相談ください。）
④ 教育支援資金は、原則として連帯保証人は不要です。ただし、借受人および連帯借受人の方の状況によって必要と判断される場合には、連帯保証人に債務に加わっていただきます。
☆ 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借り入れている方は連帯保証人になることはできません。
☆ 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっている方は、原則として新たに連帯保証人になることはできません。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に当たる方は借入申込みができません。
- ※1 外国人の場合には、加えて次の場合に限られます。
○ 外国人登録が行われていて在留資格が確認できること
○ 現住所に6ヶ月以上居住し、将来とも日本国内に永住する見込みのあること
- ※2 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっている方は、借入申込みができません。
- ※3 母子世帯の方は「母子福祉資金貸付制度」、配偶者のいない女性世帯については「女性福祉資金貸付制度」の利用が本資金より優先となりますので、それらの利用可否の確認をお願いしております。（お問い合わせは福祉事務所または区市町村の窓口まで）
- ※4 教育支援資金については日本学生支援機構（旧 日本育英会）による奨学金を優先してご利用ください。

〔表1〕収入基準（平均月額）平成21年度

（単位：円）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
低所得世帯	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
高齢者世帯	206,000円	388,000円	514,000円	581,000円	634,000円

※ この金額に、家賃、住宅ローンの返済、定期的支出（療養費・仕送り）等が、一定金額まで加算されます。
※ 収入基準は毎年改定されます。

〔表2〕貸付資金内容一覧

A 教育支援資金

資金種類	資金の目的	貸付対象世帯			貸付上限額の目安	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
		低所得	障害者	高齢者					
生活福祉資金 教育支援資金	教育支援費 学校の授業料などに必要な費用	○			※ 下記「教育支援資金（教育支援費）貸付限度額」参照のこと	14年以内	6ヶ月以内	原則不要（ただし、連帯借受人が必要）	無利子
	就学支度費 学校に入学する際に必要な費用	○			500,000円				

教育支援資金（教育支援費）貸付限度額

（単位：円）

	高等学校 専修学校（高等課程）	高等専門学校	短期大学 専修学校（専門課程）	大 学
教育支援費 （月額）	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
* 貸付月額は在学期間中、同額での適用となります（未払いである修学期間のみ）。				

資金種類	資金の目的	貸付対象世帯の目安			貸付上限額の目安	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子	
		低所得	障害者	高齢者						
生活福祉資金 福祉資金 福祉費	技能習得に必要な経費	○就職するための知識、技能を習得するために必要な経費、及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	【技能習得期間ごとに設定】 例 6ヶ月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円	8年以内			保証人有ら無利子 無なら年1.5% 原則必要だが、無でも可	
	生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用など ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用 ※ 申請前に中小企業診断士との面接を調整させていただきます。 ※ 新規創業の場合は、全体経費の1/3以上の自己資金が必要です。 ※ その他、借入れには一定の条件があります。	○	○	4,600,000円 ※ただし、別途条件あり	20年以内 ※ただし、別途条件あり				
	出産・葬祭に必要な経費	○出産 分娩入院経費、および出産に伴って必要となる経費 ○葬祭 葬祭に対し必要な経費	○			3年以内				
	住居の移転等に必要な経費	○転宅 住居の移転に際し必要な経費 賃貸契約の更新に伴う経費 ○給排水、電気設備、冷暖房設備を設けるのに必要な経費	○	○	○		500,000円			
	就職の支度に必要な経費	○就職に際し必要な経費（洋服・靴・通勤定期等の購入費）	○	○						
	その他日常生活上一時的に必要な経費	○年金の掛金や健康保険料掛金の未納分 ○義務教育にかかる経費（制服や修学旅行の費用）	○							
	住宅の増改築、補修等に必要な経費	○住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費	○	○	○	2,500,000円	7年以内			
	福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費		○	○	1,700,000円	8年以内			
	障害者用自動車の購入に必要な経費	○障害者が自ら運転する自動車、又は障害者と同居して生計を同一としている者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※ 対象となる車には一定の条件があります		○		2,500,000円	8年以内			
	負傷又は疾病の療養に必要な経費	○病気、負傷による治療のため支払が必要となる経費、及び生計中心者である方の療養の場合に、その療養期間中の生計を維持するための経費 ※ 当該療養期間が1年を超えない場合が対象	○		○					
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○介護保険法による介護給付（予防給付を含む）の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費。障害者自立支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受けるため、または補装具を購入・修理するために必要な経費。及び生計中心者である方が、その介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費 ※ 当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内の場合が対象	○	○	○	1,700,000円	5年以内			
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費				5,136,000円	10年以内			
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費	○			1,500,000円	7年以内				

4 申込みに必要な書類

- (1) 借入申込書（窓口での相談のなかでお渡しします。）
- (2) 資金種類により必要な書類〔表3〕を参照してください。
- (3) 収入を証明できる書類
借入申込者（生計中心者・その他）およびその配偶者等、連帯借入申込者、連帯保証人について
- (4) 「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し
- (5) その他、社会福祉協議会が指定する書類

〔表3〕 申込みに必要な書類（例）

（下記の書類は例示です。この他にも書類の提出をお願いする場合があります。）

資金種類		必要書類
教育支援資金	教育支援費	合格通知書または在学証明書、及び学費が明らかになる書類、及び納入状況がわかる書類
	就学支度費	合格通知書、及び入学金の金額が明らかになる書類、及び納入状況がわかる書類
生活福祉資金 福祉資金	技能習得に必要な経費	① 学校に通学の場合 合格通知書または在学証明書、及び学費が明らかになる書類、及び納入状況がわかる書類 ② 運転免許取得の場合 勤務先からの免許の必要理由が書かれた書類、及び自動車教習所の見積書
	生業を営むために必要な経費	事業計画書と見積書、及び自己資金を確認できる書類 その他、業種によって必要な書類
	出産・葬祭に必要な経費	○出産 母子健康手帳（写）、及び分娩（入院）に必要な経費がわかる書類、及び購入品目の見積書 ○葬祭 死亡診断書または除籍の住民票、及び葬祭費用の見積書
	住居の移転等に必要な経費	不動産業者や引越し業者の見積書
	就職の支度に必要な経費	採用通知書、及び購入品目の見積書など
	その他日常生活上一時的に必要な経費	○年金・健康保険料掛金 各証明書（写）、及び未納であることが確認できる書類など ○義務教育にかかる経費 購入品目の見積書など
	住宅の増改築、補修等に必要な経費	工事の見積書、及び見取り図、及び改修前の状況写真
	福祉用具等の購入に必要な経費	購入品目の見積書
	障害者用自動車の購入に必要な経費	運転免許証（写）、及び自動車購入見積書
	負傷又は疾病の療養に必要な経費	医師の診断書（病名と療養期間が明示されているもの）、及び医療費の概算を示す書類
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	介護保険サービスや障害福祉サービスの利用者負担額が確認できる書類など または償還払いとなる介護サービスおよび障害福祉サービスの、本人立替払いが確認できる書類など
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	特例措置対象者該当通知書、及び追納保険料納付書（写）
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	官公署の発行する被災証明書、及び資金使途の見積書など

この資金についてのご相談はお住まいの地区の社会福祉協議会までお気軽にどうぞ。

東京都 区市町村社会福祉協議会一覧

(平成21年10月現在)

社 協	住 所	電話番号	F A X
千代田区	101-0065 千代田区西神田1-3-4 西神田庁舎4階	03-5282-3711	03-5282-3718
中央区	104-0032 中央区八丁堀4-1-5 2階	03-3206-0506	03-3206-0601
港区	105-0011 港区芝公園2-7-3 芝公園福祉会館内3階	03-3431-9988	03-3438-2755
新宿区	169-0075 新宿区高田馬場1-17-20	03-5273-3541	03-5273-3082
文京区	113-0033 文京区本郷4-15-14 区民センター4階	03-3812-3170	03-5800-2966
台東区	110-0004 台東区下谷1-2-11	03-5828-7547	03-3847-0190
墨田区	131-0032 墨田区東向島2-17-14 すみだボランティアセンター内3階	03-3614-3902	03-3612-2944
江東区	135-0016 江東区東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター2階	03-3647-1898	03-5683-1570
品川区	140-0014 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階	03-5718-7171	03-5718-7170
目黒区	153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館3階	03-3711-4995	03-3719-8715
大田区	144-0051 大田区西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター内	03-3736-2021	03-3736-2030
世田谷区	154-0004 世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ1階	03-3419-2611	03-3419-2354
渋谷区	150-0042 渋谷区宇田川町5-2 神南分庁舎1階	03-5457-2200	03-3476-4904
中野区	164-0001 中野区中野5-68-7 スマイルなかの	03-5380-5775	03-5380-0750
杉並区	167-0051 杉並区荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪5階	03-5347-1020	03-5347-2061
豊島区	170-0013 豊島区東池袋1-39-2 区役所別館内	03-3981-2930	03-5954-7105
北区	114-0021 北区岸町1-6-17	03-3907-9494	03-3905-4653
荒川区	116-0003 荒川区南千住1-13-20	03-3891-5297	03-3891-5290
板橋区	173-0004 板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター内	03-3964-0235	03-3964-0245
練馬区	176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 区役所東庁舎4階	03-3991-5560	03-3994-1224
足立区	120-0011 足立区中央本町1-17-1 区役所中央本町庁舎内	03-3880-5740	03-3880-5697
葛飾区	124-0006 葛飾区堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階	03-5698-2411	03-5698-2513
江戸川区	132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階	03-5662-5557	03-3654-2940
八王子市	192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所内	042-620-7365	042-623-6421
立川市	190-0013 立川市富士見町2-36-47 立川市総合福祉センター内2階	042-529-8300	042-529-8714
武蔵野市民	180-0004 武蔵野市吉祥寺本町4-10-10 大東京信用組合ビル	0422-23-0701	0422-23-1180
三鷹市	181-8555 三鷹市野崎1-1-1 福祉会館内	0422-46-1108	0422-71-2053
青梅市	198-0042 青梅市東青梅1-177-3 福祉センター内	0428-22-1111	0428-23-7165
府中市	183-0056 府中市寿町3-2 府中市ふれあい会館内	042-360-9996	042-362-9090
昭島市	196-0015 昭島市昭和町4-7-1 保健福祉センター内2階	042-544-0388	042-543-0003
調布市	182-0026 調布市小島町2-47-1 総合福祉センター内	042-481-7693	042-481-5115
町田市	194-0013 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階	042-722-4898	042-723-4281
小金井市	184-0012 小金井市中町4-15-14 福祉会館内	042-386-0294	042-386-1294
小平市	187-0043 小平市学園東町1-19-13 福祉会館内	042-344-1217	042-341-6220
日野市	191-0011 日野市日野本町7-5-23 中央福祉センター内	042-582-2319	042-583-9205
東村山市	189-0022 東村山市野口町1-25-15 東村山市地域福祉センター1階	042-394-6333	042-393-0411
国分寺市	185-0003 国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター内	042-324-8311	042-324-8722
国立市	186-8555 国立市富士見台2-38-5 くたち福祉会館内	042-575-3226	042-575-3554
福生市	197-0004 福生市南田園2-13-1 福生市福祉センター内	042-552-2121	042-553-7532
狛江市	201-0013 狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内	03-3488-0294	03-3430-9779
東大和市	207-0015 東大和市中央3-912-3	042-564-0012	042-564-3680
清瀬市	204-0013 清瀬市上清戸1-16-62 障害者福祉センター内	042-495-5511	042-495-5514
東久留米市	203-0033 東久留米市滝山4-3-14 東久留米市わくわく健康プラザ内	042-471-0294	042-476-1040
武蔵村山市	208-8503 武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター内	042-566-0061	042-566-0253
多摩市	206-0032 多摩市南野3-15-1 多摩市総合福祉センター	042-373-5622	042-373-5612
稲城市	206-0804 稲城市百村7 福祉センター内	042-378-8426	042-379-3722
羽村市	205-0002 羽村市栄町2-18-1 羽村市福祉センター内	042-554-0304	042-555-7445
あきる野市	197-0812 あきる野市平沢175-4 秋川ふれあいセンター内	042-559-6711	042-559-3561
西東京市	202-0013 西東京市中町1-6-8 保谷東分庁舎内	042-438-3771	042-438-3772
瑞穂町	190-1212 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷1106番地 瑞穂町高齢者福祉センター寿楽内1階	042-557-0159	042-557-6159
日の出町	190-0182 西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-597-4848	042-597-7150
檜原村	190-0211 西多摩郡檜原村2717 やすらぎの里内	042-598-0085	042-598-0487
奥多摩町	198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川199 福祉会館内	0428-83-3855	0428-83-2567
大島	100-0101 大島町元町2-1-4	04992-2-3773	04992-2-3998
利島村	100-0301 利島村105 老人福祉センター内	04992-9-0018	04992-9-0317
新島村	100-0402 新島村本村1-8-2 新島村老人福祉センター内	04992-5-1239	04992-5-1291
神津島村	100-0601 神津島村903	04992-8-0819	04992-8-1933
三宅島	100-1212 三宅村阿古497 役場臨時庁舎内	04994-5-7051	04994-5-7054
御蔵島村	100-1301 御蔵島村字入かんばん 御蔵島村保健センター2階	04994-8-2508	04994-8-2507
八丈町	100-1401 八丈町大賀郷2478	04996-2-2609	04996-2-4655
青ヶ島村	100-1701 青ヶ島村無番地 青ヶ島村役場内	04996-9-0111	04996-9-0001
小笠原村	100-2101 小笠原村父島宇奥村 小笠原村地域福祉センター内	04998-2-2486	04998-2-3400

実施主体 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7173 FAX 03-3235-5979